

## ジュンサイを残そう市民の会 会則

### (名 称)

第1条 名称は、「ジュンサイを残そう市民の会」（略称：ジュンサイを残そう会）とする。

### (事務所)

第2条 事務所は、会長宅に置く。

### (目 的)

第3条 この会は、主に市川市蓴菜池緑地公園の蓴菜池に、ジュンサイ及び水生植物等を再生させる事業を市川市と協力して行ない、もって自然環境の保護・保全に寄与する事を目的とする。

### (事業活動)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業活動を行なう。

- 1) 蓴菜池自然環境ゾーン等において、ジュンサイ及び、その他の水生植物の育成・保全をする活動
- 2) 昆虫、魚貝類、鳥類、蝶類など水辺に生息する動植物の多様な生物体系を保護・保全する活動
- 3) 市民への広報：学習会・観察会・見学会・写真展などの活動
- 4) 水辺空間と斜面林など自然環境景観の保護・保全する活動

### (事業年度)

第5条 事業年度は1月1日から12月31日とする。

### (入 会)

第6条 この会の趣旨に賛同し、所定の入会届を提出し会費を納入した者を会員とする。

### (会 費)

第7条 個人会員の年会費は、1口を1,000円とし、法人会員の場合は、5口以上とする。

### (退 会)

第8条 会員は退会届を役員会に提出し任意に退会することができる。

2 会員が次の各号に該当するときは、退会したものとみなす。

- 1) 本人が死亡したとき。
- 2) 会費を2年以上滞納したとき。
- 3) 会の運営を妨げていると役員会が判断した場合は、当該会員を除名することができる。

### (役 員)

第9条 次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	若干名
総務幹事	1名
会計幹事	1名
監 事	2名

### (相談役・顧問)

第10条 会の合理的補助的運営のために相談役及び顧問を置くことが出来る。顧問は動植物等の専門家を任命し、専門的立場から意見・助言をする。

### (役員・会長の選任)

第11条 役員は、総会において会員の中から選出する。選出役員は互選で会長を選任する。

### (役員職務)

第12条 会長は、この会を代表し、会を統括運営する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。

総務幹事は、会長の指示により会務の処理をする。その為に事務局を設け、統括する。事務局には広報担当、渉外担当、および事務担当が属し、総務幹事は各担当を任命する。

会計幹事は、この会の経理を担当する。金銭出納簿を作成し、決算報告書を作成する。

監事は、会計監査及び業務監査を実施し、会運営の適正化と発展にむけた助言を行う。

### (役員任期)

第13条 役員任期は、2年とする。但し、重任を妨げない。

前任者の任期中に選任された役員は、前任者の残余期間とする。

(定例役員会)

第14条 会長は役員を招集し、月1回の「定例役員会」を開催する。また必要に応じ適宜「臨時役員会」も開催する。役員会は会長が議長となり議事進行を行い、議決は出席役員の過半数で行う。賛否同数の場合は議長が議決に加わり決定する。会議内容、決定事項などは記録として作成し保存する。

(総会)

第15条 総会は、定時総会と臨時総会とする。定時総会は毎年1月中に開催し、前年度の事業及び決算報告並びに当該年度の事業計画及び予算を審議決定する。  
臨時総会は、必要に応じて開催する。  
非常事態によりやむを得ない場合は、紙上総会（総会を書面上またはWEB上にて開催すること）も可とし、その決議は総会開催時と同じ取り扱いとする。

(議決)

第16条 総会は、会員の3分の1以上の出席（委任状を含む）を要し、議決は出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところとする。  
紙上総会は、会員の3分の1以上の議決権の行使を要し、議決は行使された議決権の個数の過半数を持って決する。可否同数の場合は、役員会においてこれを決する。

(議事録)

第17条 総会議事録を作成しこれを保存する。議事録の作成は総務幹事が行なう。

(会則の改正)

第18条 会則の改正は、役員会が発議し、総会において決定する。

(その他)

第19条 会則に定めのない事項は、役員会の議決を経て、細則を別途に定める。

(附則)

- 1、1979年（昭和54年）4月12日 制定（「中国分環境を良くする会」発足）
- 2、1984年（昭和59年）10月14日 全面改正・施行（「蕁菜池にジュンサイを残そう市民の会」発足）
- 3、1990年（平成2年）2月4日 一部改正
- 4、1996年（平成8年）1月28日 一部改正
- 5、2009年（平成21年）4月12日 全面改正
- 6、2018年（平成30年）3月18日 全面改正、4月1日施行（「ジュンサイを残そう市民の会」と改称）
- 7、2021年（令和3年）2月10日 一部追加改正

附則メモ：2011年（平成23年）1月22日、年次総会の決議により、前会長 今西茂男（事務所住所 市川市中国分 ●-●-●）から新会長 寺沢 廣（事務所住所 市川市北国分 ●-●-●）に交代する。2013年（平成25年）2月3日、年次総会の決議により、前会長寺沢 廣から新会長松岡 洋（事務所住所 市川市中国分●-●-●）に交代する。2018年（平成30年）1月19日年次総会決議により、前会長松岡 洋から新会長禿 雅子（事務所住所 市川市国府台●-●-●）に交代する。